

秋田県農用地等集団化事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県農用地等集団化事業の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 秋田県農用地等集団化事業の実施については、農林水産省の農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）及び農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号）（以下、「国要綱」という。）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）及び農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号）（以下、「国要領」という。）及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号）（以下、「国調整要領」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(事業の内容等)

第2条 本実施要領の対象となる事業及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 経営体育成促進換地等調整事業（県単独補助事業の場合）
 - ・土地改良事業の実施予定区域における従前地調査を行う
 - ・「公図等転写連続図作成」「権利者確認調査（追跡）」「従前地面積測定」のいずれか又はこれらのみの組合せによるものとする
 - ・「公図等転写連続図作成」は国庫補助事業の前に必ず実施することとしているものの、事業実施主体が公図等転写連続図を保有している場合はその限りでない
 - ・「権利者確認調査（追跡）」は、事業実施主体等が直営で調査することが困難なものを対象とし、原則、1haあたり1人を上限とする
- (2) 経営体育成促進換地等調整事業（国庫補助事業の場合）
 - ・国要綱「第2 事業の内容」の「2 実施計画等策定事業」のとおりとする。
 - ・国要領「別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）」の「第2 事業の内容」の「2 経営体育成促進換地等調整事業」のとおりとする。
 - ・その他の事項については、国要綱、国要領及び国調整要領のとおりとする。

(補助金交付事務)

第3条 補助金の交付事務は、次に掲げる要綱に定めるところによる。

- (1) 経営体育成促進換地等調整事業（県単独補助事業の場合）
 - ・秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱のとおりとする
- (2) 経営体育成促進換地等調整事業（国庫補助事業の場合）
 - ・農林水産省の土地改良事業関係補助金交付要綱及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱のとおりとする

(事業実施主体)

第4条 第2条に掲げる事業の実施主体は、市町村、土地改良区又は秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金交付要綱に定められている者とする。

(事業の申請等)

第5条 事業実施主体は、採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、実施計画等策定採択申請書(別記様式第1号)について各地域振興局を経由して知事に提出することとする。ただし、特別な理由がある場合においては、前述に定める日以降であっても当該申請書の提出をすることができる。

2 知事は当該事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知(別記様式第2号)する。ただし、実施計画策定事業とまとめて採択決定の通知を行う場合はこの限りでない。

(成果品)

第6条 第2条に掲げる事業の成果品は、次に掲げるものとする。

(1) 経営体育成促進換地等調整事業(県単独補助事業の場合)

- ・公図等転写連続図作成を実施した場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)「公図等転写連続図作成」のとおりとし、参考情報を追記することを可とする
- ・公図等転写連続図作成を実施した場合は、その成果を国土地理院地図等(地形図、オルソ画像等)に重ね合わせ、それに地区内外の境界線を表示したものを参考資料として別途作成、納品させること
- ・権利者確認調査(追跡)を実施した場合は、当該項目について設計業務等標準積算基準書(参考資料)「権利者確認調査(追跡)」のとおりとするが、代替資料で調査目的を達成できる場合は代替資料でも可とする
- ・従前地面積測定を実施した場合は、国調整要領「6成果品等(3)」のとおりとし、図測するために作成した地形図等は参考資料として納品させること

(2) 経営体育成促進換地等調整事業(国庫補助事業の場合)

- ・国調整要領のとおりとする
- ・権利者確認調査(追跡)及び従前地面積測定を実施した場合は(1)に準ずる
- ・従前地各筆調書の参考資料として「地域調書」を別途作成、納品させること

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則(令和5年3月13日 整-2561)

この要領は令和5年3月13日から施行する。

附則(令和6年3月13日 整-2221)

この要領は令和6年4月1日から施行する。